

いまして、教育面におきましてまた経済面におきまして、ありやう
 面におきまして被害は大でございます。はいのが一番よろしいわけ
 でございます。もちろん撤去をせざるものならば、その可能性がある
 ものならばこれは撤去運動をした方がよろしいわけでございます。
 基地に奉仕をせしめてやるわけではございません。私は日本の
 可能性がなと判断いたしますので撤去運動はしないわけござい
 ます。基地に奉仕をせしめてやるわけではございません。私は
 日本の国、日本の民族に奉仕してやるわけではございません。ただいま
 には愛国心とかいうと大いなるわけでございますが、一億の人間が
 平和をともに担っているわけでございますが、世界三大強敵の
 人間と一人一人話しをするわけにはまいりませんから国という体をつく
 て国という平和を話し合えるわけでございます。でございます。でございま
 すから国というものは非常に大切なものである。私は国を愛し日
 本人を愛するゆえにたゞいまは反対をいたしません。国の方針が
 変ればもちろん国の方針にたがうつもりでございます。大変
 市民の皆さんが被害を愛するところを十分承知しておりますし、

大変申しわけなく存じておる次第でございます。これはのちほど課長からご説明
 東口の開発についてでございますが、これものちほど課長からご説明
 申しあげますが、目的だけ申しあげますが、やはり都の中心地の人口
 を受け入れるというところはわれわれの責務でございますし、むしろ大
 勢を受け入れるにはやはり整理をした方がよろしいに受け入れると
 いうことでございます。また公営とか交通等につきましても区画
 整理をいたしますすれば公園もできますし、野放しにしてあげれば緑
 も全部はくわしてしまいますので是非やうにいたしたいというわけ
 でございますが、その順序、徹底等につきましてももちろん
 説明会等を開かなければならぬわけでございますし、のちほど課長
 からお答え申しあげます次第でございます。のちほど課長
 教育所あるいは学童保育につきましてもやらなければならぬ問
 題でございます。非常にむずかしい問題でございますが、先日
 議会におきましても学童保育について現状をいまして私もにいただ
 いたわけでございます。来年度はご希望の所に造らうと思っておりますが、
 たゞし学童校長のう解を得まして学童校の校庭ということに思っている

わりでございますが、ご希望は校庭以外ということでございますが、将来
はさておいてしまし、とりあえずは校庭でかまんとおっしゃいますと
考えられる次第でございます。せう見保南等についてはどうい
題がありますので、東向の福祉事務所所長からお答え申し上げます。
○建設課長（古谷徳男君） 松山議員さんのご質問の道路占有料の
徴収について市長の答弁に補足いたしますが、基本的には市長が
申しあげましたように市として道路の整備というものが終つてから
もうけた方がよいのではなからうかと考えておりますが、今まで取らな
た理由、また現在条例化しない理由ですが、福生の場合非常にま
だ道路整備が粗当これから必要とされるわけでございます。特に
区画整理等におきましてもそういう面で電柱等の施設が多いの
でございます。この関係におきましても現在東電の方には施設費
は一銭も支払っておりませんわけでございます。それから各市の状況
もほとんどござつておるようはご質問でございますが、たしかに条例は
ござつておるのが多いわけでございますが、各市にいろいろ東電等との
協議の内容が異なるようで、市制化に近い三鷹、武蔵野等

におきましては道路の整備等は完了しておるような状態であり、
そういう所は取つておるようでございます。それからいろいろ福生の
施設を支払つております。そういう関係がございまして福生の
場合におきましても、及び東電を考えた場合に昨年福生における
施設費用が、東電から請求のあった費用が三十一万円、金額
にして六百九十九万円、約四百万円近い施設費の請求がきて
おります。本来なら占有料を取つておるならば支払はなければ
ならないわけでございますが、占有料を徴収してないということ
免除申請をいたしましたので全部免除していただいております。
その金額からおしても、例えば条例を張りまして東電の電柱に
つきまして占有料として徴収できたといいますと、各市の単独等
を参考に見ると、計三十一万円でございますが、東電の場合条例でいた
る額は福生では三十一万円ばかりの占有料がちょうどござ
います。それにやあう四百万円近い施設料を支払うことになり
ますので、今少し時期をきましましてかなり整備された時点におき
まして条例化した方がよろしいのではなからうかと考えておる次第

でございます。

簡単でございますが答弁いたします。

都市計画課長（現見裕康君） 松小議員さんのご質問に答
弁申しあげます。

ただいま市長から福生駅東側区画整理につきましてもその
目的の概要を申しあげましたが、さらに補足してご説明を申
しあげたいと思います。

計画が非常に矢張り的であるという指摘をちょうだいしたわ
けでございますが、これにつきましてはや月下旬からですが、
一回にのたりまして私どもで東部開発の計画の要素案をご
提示申しあげまして、これはあくまでも意見聴取のための資料
料という形で私どもが提示申しあげたわけでありますが、それによ
りましてお一回の説明会的なものを開いたわけでございます
が、その席上でも出ましたという意見あるいはその後特
定に私どもにご要望、ご質問等がきておるわけでありますが、
そういう点の内容の検討、さらに財政的にはどうかとか、

区画は区画整理さらに都市改造方式あるいは強尼改良方式
というものがございしますが、そういういろいろなものを検討いたしまして

市の財政をある程度圧迫しない、けれども基本的には
実施可能であるという区画はどういうものがあるか、あるいは一般
権利者の方へのご負担は極力軽減すべき方法はどう
いうものがあるかという技術的な調査を現在研究中でござ
います。

先日の説明会におきましては四年度に計画決定
までもつていきたいというお話しを申しあげておりましたが、いろいろ
各方向の国あるいは都、そういう上郡官庁との接衝ある
には指っ導というものを統合いたしましてさらに検討を加える
必要があるということで、二、三ヶ月後に一応お大要素案の
のを示しまして、それから地元の皆さん方にご説明なりご意見
をお聞きする会合を設けまして、地域強民の方へのご意見を
十分反映した中において計画決定をするということで今後進め
ていきたいと思っております。

なお利益は何かという指摘でございます
が、利益につきましては申しあげてもな人当該地域につきまし



ては公共施設の整備が遅れております。すばちち道路の問題、排水の問題、公園の問題、そういう問題は当然内水の市の都市計画的な見地からあるはまた一般行政的な立場から考えましても、将来をみつめた計画案を策定して、それを実施して行くことが内水の義務と心得います。今後権利者の方々の当該地に計画されるという観点に基いて、大きな利益と違って還元されるということがはっきり申しあげられるのであれば、どうか考えております。さらに非常事態の避難関係につきましても、区画街路の整備によりまして大きく防げると思われます。いずれにいたしましても利益と損失というものは区画整理法上は特定な利益というもの、全体の利益とは異なると思いますが、そういうものがない場合には損失もな、という原則にたちまいて処理いたします。そういう点も地元の関係者のご意見等十分さんしやくして計画決定された曉きに実施されるわけでございますので、そういう点も十分留意いたしまして今後この事業に対処していきたいと考えております。



福祉事務所長（森田猛君）

松小議員さんのご質問に回答を

申しあげます

ゼロ才児保育と特別保育でございますが、この点につきまして分けてご説明申しあげます。

ゼロ才児保育につきましては最近非常に希望者があるわけでございますが、何しろ産まれて間もない子供を保育するということ意味で最近各市に死亡事故等が起つてくるわけでございます。そこで都といたしましてもゼロ才児保育要綱というものが設けられまして非常に基準等が厳しいわけでございます。現行都立、私立の保育園でございますが、現行の施設ではゼロ才児保育を行うというところは不可能でございます。

と申しますのはゼロ才児を収容する場合ですが、一設あたり大人を欠けてはいけません。乳児室、保育室を一人当たり五平方メートル以上確保し、それより専用の遊戯場を設け、便所等は別に造らなければならぬという厳しい規定。またゼロ才児三人に一人入つていなければならない。ゼロ才児大人程度の場合でも保健婦ま



たは助産婦をつけろとか、それから嘱託医の検診を週一回受けるとか、給食については個人差があるのではそれを各々の体力に応じた給食をしろという非常に必ずしも個人があるわけではございません。これは当然やるべきではなからうかとわれわれも考えるわけでございますが、それでは現行の保育所におきましては口で児童保育を奨励した場合には、どうしても現在の定員のゆくを四才児、五才児を減らさなければならぬという問題もあるわけでございます。これはいろいろ経費の問題等があるわけでございます。

なお福生におきましては現在無認可保育所が都の認可であるわけですが、定員十名に対して現在在籍人数が八名で、現在ありえる場合もあるわけでございます。したがってわれわれといたしましても現行のままでいいという考えはもっておりませんけれども、財政的は問題等がありますけれども、前向きに考えていきたいと考えております。



保育時間の時間前十分、保育後十分を保育している子供が10%以上ある場合につきましては前と後おおよそ一時間保育でまゐるということが、これも特別保育の要綱にあるわけでございます。現在調べてみますと1%程度、八名で八名ということにはなりますが、それに達しては現状でございます。したがってこの特別保育を十人以上の定員で特別保育を行なう場合には保育を二名おろすということになつてくるわけでございます。それではないと定員10%に満たない場合は市でやるということになるわけでございます。したがってしたしかにやることにはやぶさかではないわけでございますけれども、保育の有資格者の少ない関係等があります。現在奨励がでまへないということもあるわけでございます。

都立保育園が福生に二カ所あるのですが、都立熊川保育園につきましても四十八年度におきまして改築計画をしてあるわけでございます。その際も四才児につきましても若干考えようではないかということを都の保育課では申しておりますが、



現在四十六年度から羽村町で西多摩保育所ですが、セロ
牙児を定員六名でもうて出発したわけでございます。でも、
現在三名しか入っていないということで、福生においてはほろく
これを計画してもあまり希望者がはいんじやないかということで、
今考えている計画をみるには中止するかも知れないという意向
を西多摩事務局でも申しわたったわけでございますが、セッ
かく逆の施設でございますので私もほろく希望があるな
らばセロ牙児を一応公立の方からやっていきたいと考えておるわ
けでございます。現在そういうような関係もございまして、福
生事務局また市といたしましてもこの点につきましても前向き
に考慮していただきたいと考えております。

児童保育の設置については六月議会にわきまして請願も出
され採択されたわけでございまして、先ほど市長からも答弁があつた
とおりでございます。ゆゑこれといたしましても困難なのが用地買
収、用地の確保ということでございますが、市長の答弁のよう
に暫定的に学政用地等を借りたしまして所期の目的



を達成したいということで、来年度はこり方面の交渉がまゝります
れば新たに二カ所設置したいと考えております。

○千香（松小清 君） 百席からご質問いたします。

五五にわたっているので一つづつやります。

電柱の施設料の問題ですが、例えば先ほど武蔵野市と
かあげられましてけれども、清瀬市においては南とこりによると
一銭も取っていないということを知っているわけでございます。

実際に南とこりというところというところなんですか、実際にそう
いうところが西多摩の中にもそういう市の炭積を調査研究し、
先ほど全部徴収しても二カ数万円ということをしておりますけれども、
二カ数万円でもこれは取れるものなり取つて、私うものは私うと
つもらつてもればこういう額になるわけでございます。そういうんで
この調査、炭積を南とこり調べたのかどうか、こういうところを
調べたことがあるかどうかお聞きしたいと伺います。

○建設課長（古谷徳男 君） 百席からご答弁を申しあげます。

ただいまの清瀬市の例でございますが、清瀬市は最近福

矢と同じ市になった所で、私どもでは清瀬は聞いておりません。
先ほど申しあげましたように、右有料とはなりますと東電
だけというわけにはまいりませんし、福生の場合が久もあるしそ
の他一般の道路の構造物等も全般にわたって条例を作る
場合にはなるわけですが、例が東電の場合ですが、清瀬の場合
そういうことがあるとするならば市が東電との協議のうえで何んう
かの秒でという一つの条件で取えると思えますが、福生の場合も
電鉄の施設等急ぎの場合が相当ございます。そういう場合
現在非常にスムーズに行なわれているわけでございます。条例
化した場合でも全然納めなくてもいいんだということではあり手落ち
ちになりますので、やはりいたゞくものはいたゞく、私うものは私
うというすつきりした線でいかん分けばならないと思えますが、そう
いう点で先進の市の状況等を調査いたしますが、その点、すつ
きりした線で、———ということになりますと先きほど申しあげま
したように非常に施設費が膨大になります。一本動かす
のに十万円以上かかりますので、そういう点でよろしいです——



ということではございませんで、私どもよく検討いたしまして条例を作
る場合におきましては徴収単価とそれにみあう支払金額等
を検討して今後考えていきたいと思っております。

○千番(松小清君) 清瀬市の例を取りましたけれども、当然これ
も調査すると思いますが、もし出ないといふと工事もスムーズにいうて
いるとともに取り決めもしてない場合はどうするのか。

○建設課長(吉谷徳男君) その場合はまた清瀬市と福生の条件も違
うと思ひますので、清瀬のそういうことがわかった場合すぐ福生がやる
ということもできませんので、その場合は私どもで将来区画整理等
の関係で非常に大きな施設費がかかるわけで、そういう関係で
西の慶地区では現在青森市も条例があるようですが、しかしその
有料は全然取っておらないようで、青森市の場合も区画整理
費を膨大な地域にわたって実施されておりますので、そういう
た建設当初の暫定的な期間というか、そういう関係で右有
料は一銭も取っておらないということを知っておりますが、福生の
場合あるいは西の慶地区の場合は施設が多いという関係で、



都市に近い市は条件が違ふようでございますので、即請願に
なうという事は考えておりませんの点よく検討していただ
いて考えております。

○千寿(松小靖君) この点については十分調査をし、実施されるよう
要望して終ります。

次に商店街の中小に対する融資を国也都に要求してゐる
かどうかということをお聞きしたい。

三日目については、おへ次要素がでるようですが、こういう
説明会に対して十分関係強民に公報等で説明会の期日等
を知らせるだけではなく、レター等にゆきわたるような説明会を開
いていただきたいと伺います。商人とこうになりますと今まで
説明会が終つてから知らぬであつてわかつたということも聞いたの
で特に要望しておきます。またこういう方法でやるのかお聞き
したいと伺います。

それと四番目の保育所についてですけれども、都立で改築計
画があるということですが、市として積極的に要望してやつ

ていただきたいと伺います。定員とか希望者が少ないと
いいますけれども、考えてみれば福島のほかにはじままでの場所的
に問題もあります。しかしそういう点でそういうものを考えて
利用者は少ないといひしましてもこういう施設はいものですから実
現していただきたいと伺います。

○即役(篠崎俊夫君) ご承知のように都においてはドルシタックに對す
る特別融資を考えておるようでございます。

○都市計画課長(浅見裕康君) お答えいたします。

説明会については方法といたしましては、先日も各家庭に特別
に配布員をお願ひいたしまして、レターや回つて歩いたやりで
ございます。ご承知のとおり非常に留守の家庭が多いため
けで、そういう場合に若干の遅れが来たものと考えております。
その点も十分今後注意していきたいと伺います。

説明会といたしましては現在計画してあります区域というも
のは、商業地域を中心といたしまして駅前、それから強
地城を主眼としたもの周辺さらに外郭におきましては比較的

畑等の多い所と、又その利能心になつてゐるということでも具體的に
こういう地域の計画的な説明会を開き、それと地えから推
進あるはこれに対するで検討をいただく会を自主的に張つて
いただくまいと、そういう機会を通じていろいろな角度から
ご検討をいただきますまいと計画の策定にあつていきたいと思つ
ております。

○千番（松小清君） 最後にある番目の問題ですけれども、おれ小峯
校についての開設の時期はいつ頃になるのか、それとこういう建物
を造る構想そのものはどういうものを造るのかお聞きしたいと思ひ
ます。

○福祉事務所長（森田猛君） 一つ開設するかということとは非常に大
きな問題でございます。この事業につきましても東京都の
補助金やこの指定も受けるわけでございます。この時期も
若干かかるわけでございます。次に三月定例会に予算を
提案いたしますと時期的に四月開校ということがおぼつかし、と
いうことになるわけでございます。この点につきましては市長も

心配してゐるわけでございます。できれば四月に開設したいと思
へてゐる次第でございます。

設置場所については心算小学校、おれ小学校を對象に
考えられるわけでございますが、その内容等につきましてもお
れ小学校で現在実施しておりますが、おれ小学校を基準
といたしました内容を考えられてゐる次第でございます。

○千番（松小清君） それでは四月開設ということでしょうか、
福祉事務所長（森田猛君） その点については議会のどう承知得
られまいたらということをつり加えたいと思ひます。

○千番（松小清君） できるだけ建物の場所等々のおかめさんの方
の要望にしようように造つていただくことを要望いたします、
質問を終わります。

議長（米次雄男君） 以上で一般質問を終わります。

議長（米次雄男君） これより暫時休憩いたします。

午後三時四十分 休憩

午後四時四十二分 開議

議長（末次性男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

今日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合よりあらかじめ延長いたしましたことと申しますが、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よって今日の会議時間は延長することに決定いたしました。

議長（末次性男君）これより暫時休憩いたします。

午後四時四十三分 休憩

午後五時三十五分 開議

議長（末次性男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日課中回報答の方より専決処分承認を求めることについて

（福安市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例）
を議題といたします。

議事係長より議案の朗読をいたさします。

（順崎議事係長朗読）省略

議長（末次性男君）朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。教育長町田倍三君

（教育長町田倍三君登壇）

教育長（町田倍三君）ご指名をいただきありがとうございます。この承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、去る六月末日に開催されました全員協議会におきましてご指摘のありました市営水泳場の使用に際する市内外、中・高生に対して、無料使用券を交付したところ、このご意見がありまして、そのご意見を尊重いたしまして、かつ合法的に無料使用券を交付することとができ、地方自治法および七十九条第一項の規定によりまして、福安市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例を専決処分させて